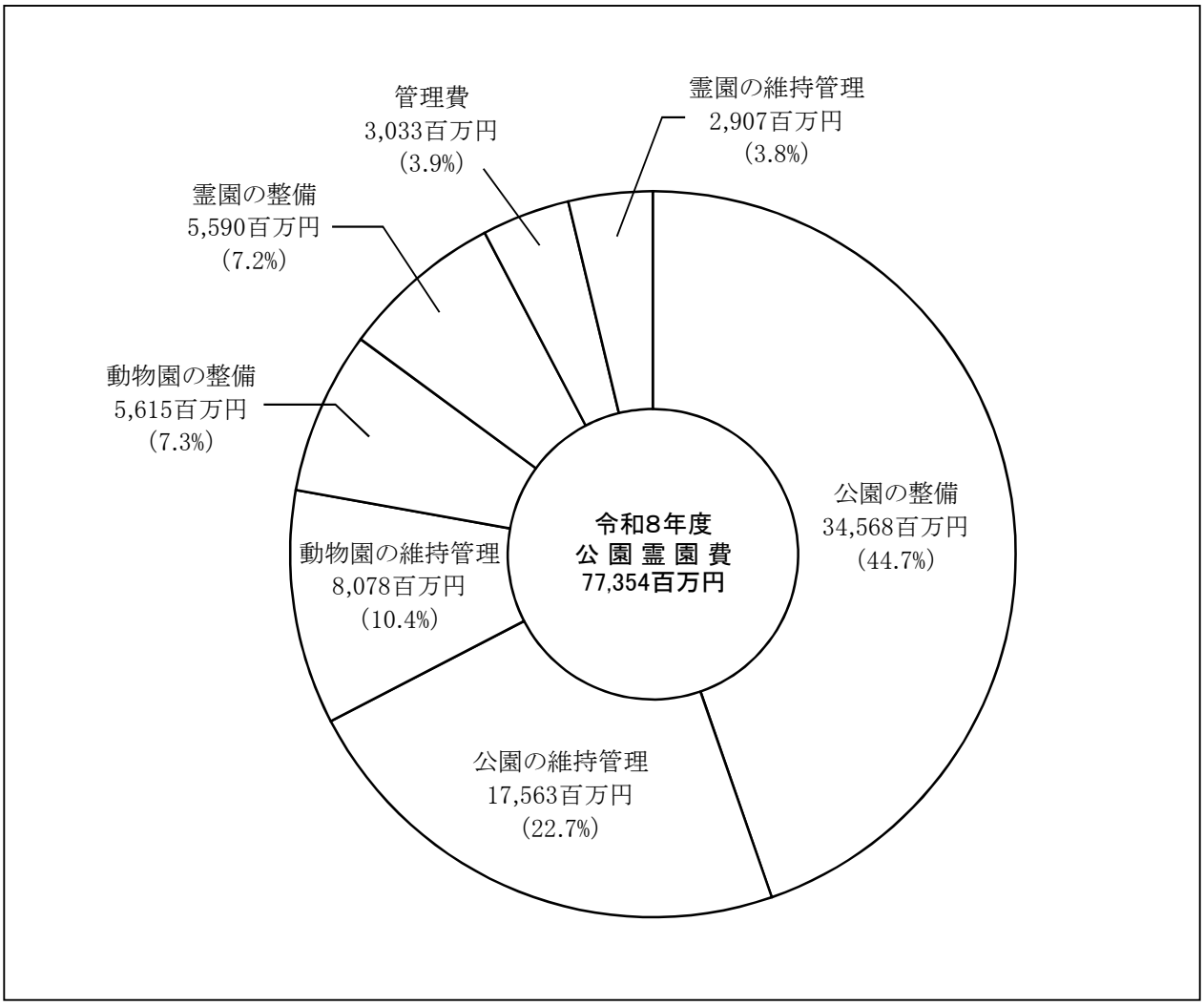
第１　あらまし……　(108)
第２　都市公園……　(111)
第３　動物園・水族園……　(119)
第４　植物園等……　(122)
第５　文化財の保護……　(122)
第６　霊園事業……　(124)
第７　道路緑化・街路樹の充実……　(129)
第８　都市緑化……　(131)
第９　緑の保全……　(132)
第10　その他……　(133)

公園・霊園



第4・1図　東京都立公園・庭園　配置図（R8. 5. 1　現在）　※番号は開園順

［公園］

① 上野恩賜公園
② 芝公園
③ 日比谷公園
④ 井の頭恩賜公園
⑥ 台場公園
⑦ 横網町公園
⑧ 猿江恩賜公園
⑩ 狭山公園
⑪ 蘆花恒春園
⑯ 小金井公園
⑰ 戸山公園
⑲ 砧公園
⑳ 城北中央公園
㉑ 神代植物公園
㉒ 多摩動物公園
㉓ 石神井公園
㉔ 善福寺公園
㉕ 善福寺川緑地
㉖ 和田堀公園
㉗ 武蔵野公園
㉘ 明治公園
㉙ 駒沢オリンピック公園
㉚ 水元公園
㉛ 東綾瀬公園
㉜ 浮間公園
㉝ 篠崎公園
㉞ 代々木公園
㉟ 陵南公園
㊱ 青山公園
㊲ 浅間山公園
㊳ 潮風公園
㊴ 赤塚公園
㊵ 祖師谷公園
㊶ 夢の島公園
㊸ 東大和公園
㊹ 狭山・境緑道
㊺ 亀戸中央公園
㊻ 野川公園
㊼ 平山城址公園
㊽ 長沼公園
㊾ 大神山公園
㊿ 舎人公園
(51) 玉川上水緑道
(52) 光が丘公園
(53) 桜ヶ丘公園
(54) 中川公園
(55) 東白鬚公園
(56) 小宮公園
(57) 滝山公園
(58) 東大和南公園
(59) 東村山中央公園
(60) 野山北・六道山公園
(61) 秋留台公園
(62) 林試の森公園
(63) 葛西臨海公園
(64) 武蔵野中央公園
(65) 大泉中央公園
(66) 小山田緑地
(67) 八国山緑地
(68) 府中の森公園
(69) 木場公園
(70) 尾久の原公園
(71) 大島小松川公園
(72) 武蔵野の森公園
(74) 宇喜田公園
(75) 武蔵国分寺公園
(76) 小山内裏公園
(77) 汐入公園
(78) 六仙公園
(79) 東京臨海広域防災公園
(80) 大戸緑地
(81) 東伏見公園
(82) 中藤公園
(83) 高井戸公園
(84) 練馬城址公園

［庭園］

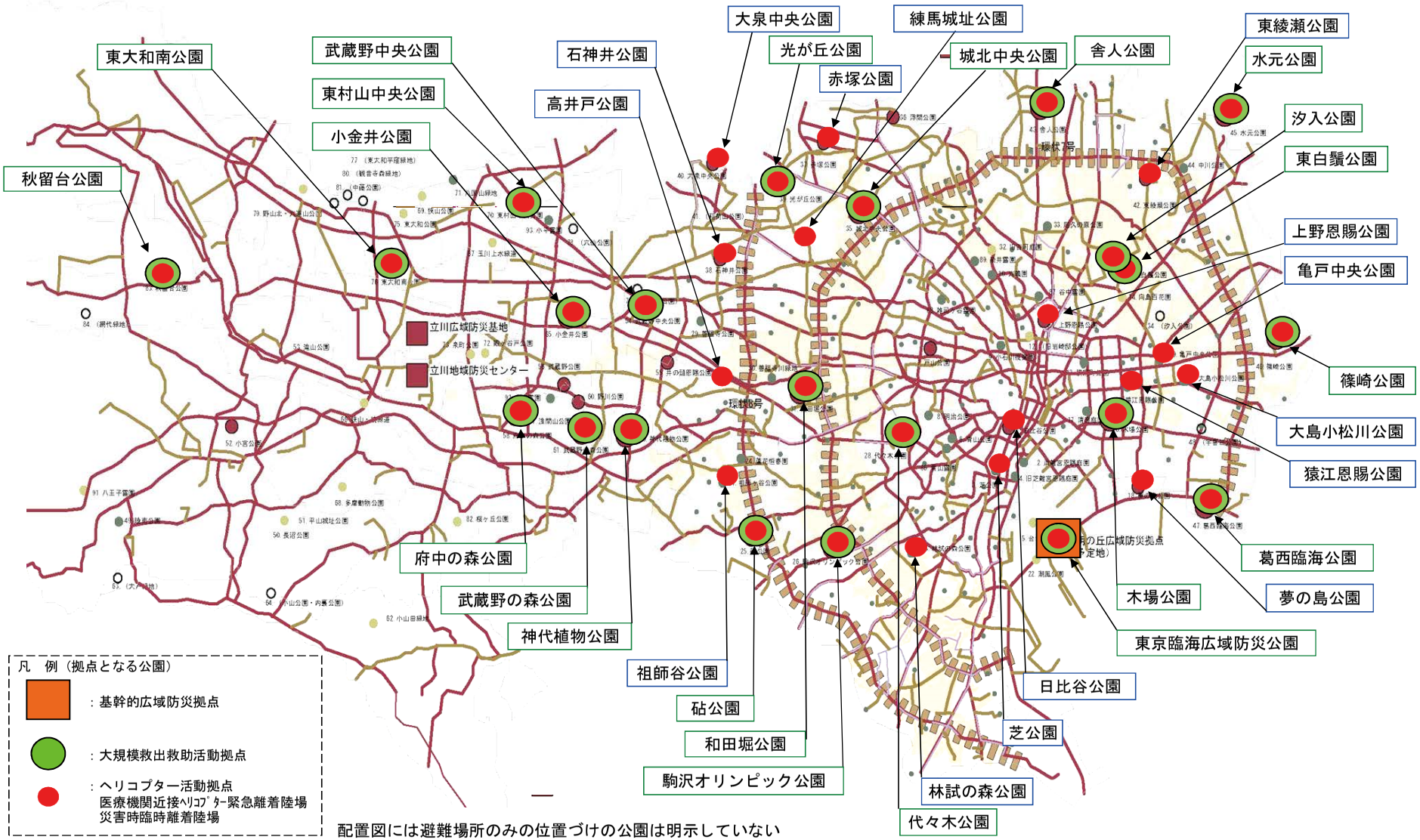
⑤ 旧芝離宮恩賜庭園
⑨ 清澄庭園
⑫ 小石川後楽園
⑬ 六義園
⑭向島百花園
⑮ 浜離宮恩賜庭園
⑱ 旧古河庭園
㊷ 殿ヶ谷戸庭園
㊸ 旧岩崎邸庭園

奥多摩町　おくたま　青梅市　瑞穂町　日の出町　羽村市　檜原村　あきる野市　福生市　武蔵村山市　東大和市　東村山市　清瀬市　東久留米市　西東京市　小平市　立川市　たちかわ　昭島市　国分寺市　小金井市　武蔵野市　きちじょうじ　国立市　むさしこがねい　府中市　三鷹市　八王子市　はちおうじ　日野市　たかお　高尾山　多摩市　稲城市　調布市　狛江市　町田市　板橋区　北区　足立区　かなまち　練馬区　荒川区　豊島区　すがも　台東区　葛飾区　たかだのばば　文京区　うえの　なかの　新宿区　しんじゅく　中野区　杉並区　墨田区　渋谷区　千代田区　中央区　江東区　港区　しながわ　品川区　おおいまち　目黒区　世田谷区　大田区

大島　三宅島　八丈島

翌島列島　父島列島　西之島　母島列島　北硫黄島　硫黄島　火山列島　南硫黄島

第4・2図　防災公園（拠点となる公園）配置図　（R8.6.1現在）



配置図には避難場所のみの位置づけの公園は明示していない

東京都地域防災計画上の位置づけ

第１　あ　　ら　　ま　　し

東京都の公園緑地施策は、環境、文化、産業、まちづくりなど多様な側面を持つ。建設局では、都市公園、地域制緑地（風致地区など）、霊園、街路樹を所管している。都市公園の中には所管事項として、一般的な開放型の公園の他、文化財庭園や、公園施設としての植物園、動物園、水族園、公会堂が、また霊園行政の一環として葬儀所、火葬場が包含される。

これらの公園・緑地は、都民にやすらぎ・レクリエーションの場を提供し、都市に季節感などの潤いや風格を与えるだけでなく、地球温暖化対策や、ヒートアイランド現象の緩和や生物の生息地の保全などによる都市環境の改善に加えて、発災時の救援部隊の活動拠点や避難場所となるなど防災空間の確保による安心・安全な都民生活の実現などに重要な役割を果たし、成熟都市東京にとって必要不可欠な存在である。（**第４・２図**、P107）

１　現在までの取組と課題

(1) 東京の緑の減少と都市公園が果たす役割

欧米の主要都市では、長い歴史の中で緑の多くが公園として確保されてきており、その景観は都市に風格を与えるとともに、重要な観光資源にもなっている。東京は、かつて武家屋敷や寺社などにより、緑にあふれた江戸であった。明治６年に公園制度が発足する一方で、民有地の緑は減少の一途をたどり、特に、高度経済成長期の人口流入に始まる市街地の拡大に伴い、昭和49年から平成15年までの約30年間で、農地や樹林地を中心に約１万haの緑が失われた。

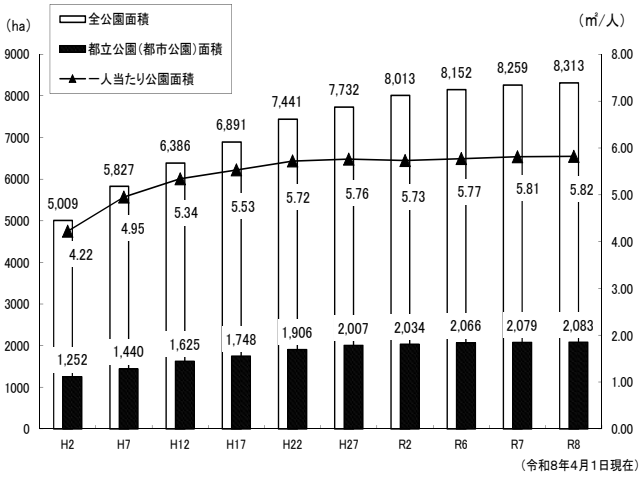
既存の緑が減少する中、これまでに都内全体で8,000haを超える公園が開園し、東京の風格や環境、都民生活へのうるおいに大きく貢献している。

このうち都立公園（都市公園）については、令和８年６月１日現在、約2,084ha（84公園）となっている。地方自治法の改正により、10ha未満の公園を特別区へ概ね移管した昭和50年当時の658ha（46公園）と比べ、３倍以上に増加した。

また、令和８年４月１日現在の区市町村立公園や国民公園なども含めた東京都全体の公園面積は約8,313ha、一人当たりの公園面積は5.82㎡となっている。**（第４・３図）**

しかし、これらは他都市や諸外国と比較すると依然として低い水準にあり、身近な自然の減少に加え、近年の地球環境問題の顕在化やヒートアイランド現象の進行、安全・安心なまちづくりの必要性等を背景として、都市公園をはじめとする公園緑地施策の重要性はますます高まっている。失われた緑の再生と風格ある都市づくりに向け、都民協働による取組や民間活力等を活かしつつ、公園緑地の更なる整備とともに、質の高い管理など、公園緑地施策を一層推進していく必要がある。

第４・３図　公園面積の推移



(2) 公園緑地に関する全体計画等について

令和７年３月に策定された「2050東京戦略」では、戦略19「緑と水」戦略09「共生社会」において公園に関する政策目標が位置付けられている。

戦略19「緑と水」においては、豊かな緑と水が織りなす潤いと安らぎの都市の実現に向けて、練馬城址公園等の都立公園の整備を推進し、2035年度までに累計2,188haを開園することを政策目標とした。また、民間活力を生かした公園のにぎわい創出など、2035年度までに15公園（施設）で多面的活用を進め、公園等の機能を強化していくこととした。このほか、花や水景等を生かした公園の魅力創出等に取り組んでいくこととしている。

戦略09「共生社会」においては、公園のバリアフリー化や施設更新により誰もが利用しやすい公園等の整備を行い、2035年度までに15公園で整備を完了させることとした。

また、戦略21「都市の強靭化」の一環として、震災時における避難者の安全確保や救援部隊の初動活動支援のため、防災計画等に位置づけのある63の都立公園で非常用発電設備等の防災関連施設整備により都立公園の防災機能強化を図るとともに、水害時の対応のため、篠崎公園では隣接する市街地とのつながりを考慮して広場の高

台化避難動線の確保を図ることとしている。

さらに、令和５年７月に始動した「東京グリーンビズ」において、公園事業は、緑を「まもる」「育てる」「活かす」取組にそれぞれ位置付けられており、公園整備や魅力創出に取り組んでいくこととしている。

現在、政策目標の達成に向けて着実に事業を推進している。

都立霊園については、平成14年12月の東京都公園審議会答申「区部霊園の管理について」を受け、平成15年度より青山霊園、平成20年度より谷中霊園、平成29年度より染井霊園、令和４年度より雑司ケ谷霊園において、霊園と公園の共存を目指した霊園再生事業を進めている。郊外の霊園においては、平成20年２月の「都立霊園における新たな墓所の供給と管理について」答申を受け、新たな形式の墓地として樹林墓地、樹木墓地、小型芝生墓地の整備、供給を進めている。

２　パークマネジメントの推進

公園緑地部計画課

(1) パークマネジメントマスタープラン

東京が目指す公園づくりの方向性を示すとともに、都民、NPO、企業等の多様な主体と連携しながら利用者の視点にたった取組を進めるため、都立公園全体の整備、管理運営の指針となる「パークマネジメントマスタープラン」（平成 16 年８月）を策定した。平成 27 年の改定から 10 年近くが経過し、社会状況に大きな変化が生じていることから、東京都公園審議会答申（令和５年６月）、「東京グリーンビズ」、「『未来の東京』戦略」を踏まえて、令和６年３月に改定を行った。

本マスタープランでは、2040 年代の都立公園の３つの目指す姿を目標として定めた。目指す姿の実現に向けて、「まもる」「ふやす」「かえる」の３つの視点からマネジメントを推進するため、11 の施策と、施策を横断する４つの取組を進めていくこととしている（**第４・４図**、P. 110）。

パークマネジメントの推進に当たっては、PDCA サイクルに基づいたマネジメントサイクルを構築し、適切に進行を管理していく。

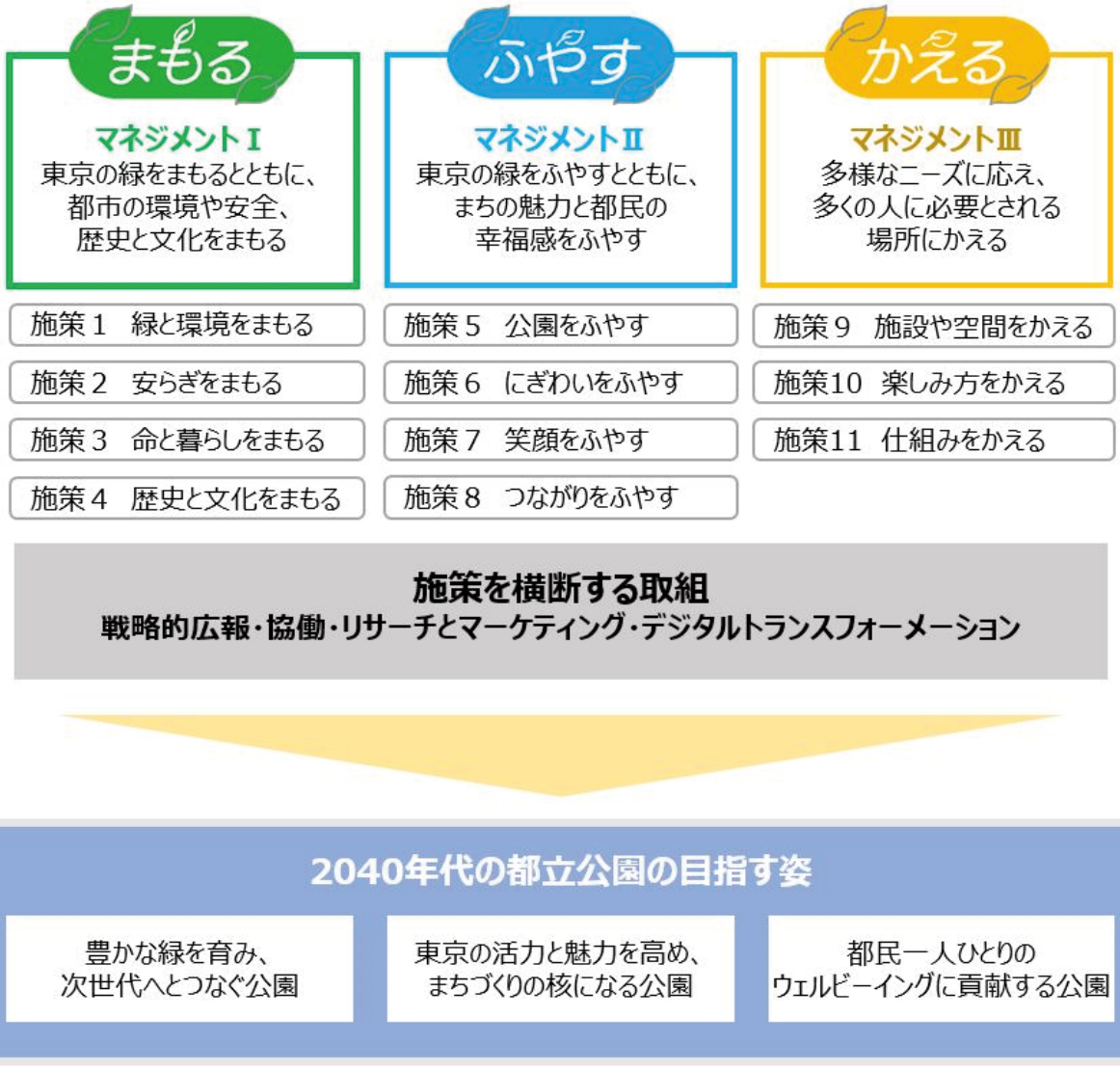
(2) 公園別マネジメントプラン

公園別マネジメントプランは、マスタープランにおける東京の公園づくりの基本理念や目標、各公園の基本理念や時代の要請、これまでのマネジメントプランに基づく取組の成果などを踏まえ、今後 10 年間を見据えた目標を設定し、その実現に向けた計画・整備・管理に係る基本的な取組方針を定めるものである。

平成 16 年度のマスタープラン策定を受け、平成 18 年度には公園別マネジメントプランを策定し、以降、マスタープランの改定や、指定管理者選定の時期に合わせて改定を行っている。

令和５年度のマスタープラン改定を受け、令和６年度から令和７年度にかけて全 84 公園について改定を行った。改定に当たっては、今後新たな 10 年間を見据えた公園づくりを目指して、共通編と個別公園編の２編構成として取りまとめた。共通編では、全ての都立公園の質を向上させるための取組内容を定め、個別公園編では、それぞれの公園の特性を生かした多様な公園を創出するため、公園ごとに目指す姿や取組等を定めた。

第４・４図　パークマネジメントマスタープランの体系図



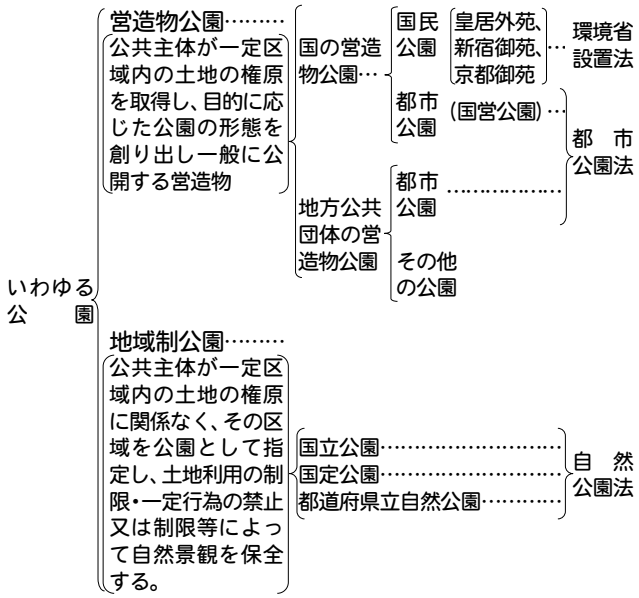
第２　都　　市　　公　　園

１　概　　要

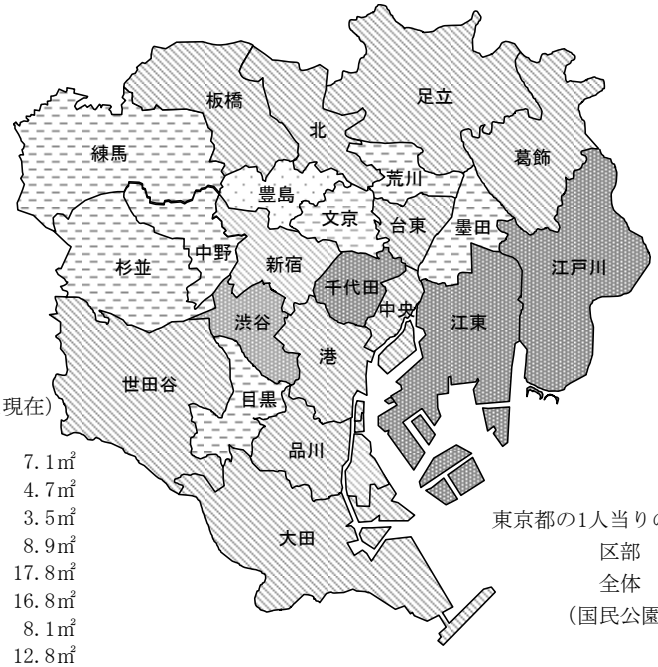
公園は制度上、営造物公園と地域制公園に分けられる。さらに営造物公園は都市公園法に基づき設置･管理される都市公園とその他の公園に分けられる（**第４・５図**）。建設局では、都市公園のうち、おおむね10ha以上の大規模公園や文化財庭園などについて設置･管理し、面積10ha未満の公園などは主に区市町村が設置･管理している。

東京都立公園条例では、１人当たりの都市公園面積の標準を10㎡以上としているが、地価の高さなどから特に市街地における公園用地の確保は難しく、令和８年４月１日現在１人当たりの都市公園面積は4.30㎡、国民公園等のその他公園を含めても１人当たりの公園面積は5.82㎡である。
また、単純な比較はできないが、外国の諸都市と比べても、まだまだ公園が不足しているため、公園・緑地の拡大を進めている。
（**第４・６図**）（**資料第４－（１）**、P.231）（**資料第４－（２）**、P.232）

第４・５図　公園の分類



第４・６図　東京都23区の一人当たりの公園面積（Ｒ８．４．１現在）



東京都の1人当りの公園面積（Ｒ８．４．１現在）
区部　　4.39㎡
全体　　5.82㎡
（国民公園等の面積を含む）

１人当り　　６㎡以上
〃　　３～６㎡未満
〃　　１～３㎡未満
〃　　１㎡未満
（国民公園等の面積を含む）

［参考］
都市1人当たりの公園面積（Ｒ７．３．31現在）
（日本）

札幌市	12.7㎡	名古屋市	7.1㎡
仙台市	15.5㎡	京都市	4.7㎡
さいたま市	5.0㎡	大阪市	3.5㎡
千葉市	10.1㎡	堺市	8.9㎡
横浜市	5.0㎡	神戸市	17.8㎡
川崎市	4.0㎡	岡山市	16.8㎡
相模原市	5.1㎡	広島市	8.1㎡
新潟市	11.1㎡	北九州市	12.8㎡
静岡市	7.3㎡	福岡市	8.5㎡
浜松市	8.5㎡	熊本市	9.8㎡

（外国）

ニューヨーク（アメリカ）	18.6㎡
パリ（フランス）	11.6㎡
ベルリン（ドイツ）	27.9㎡
ロンドン（イギリス）	26.9㎡
ウィーン（オーストリア）	21.7㎡
ソウル（韓国）	11.3㎡

（国土交通省調べ）

２　都市計画公園・緑地の整備状況

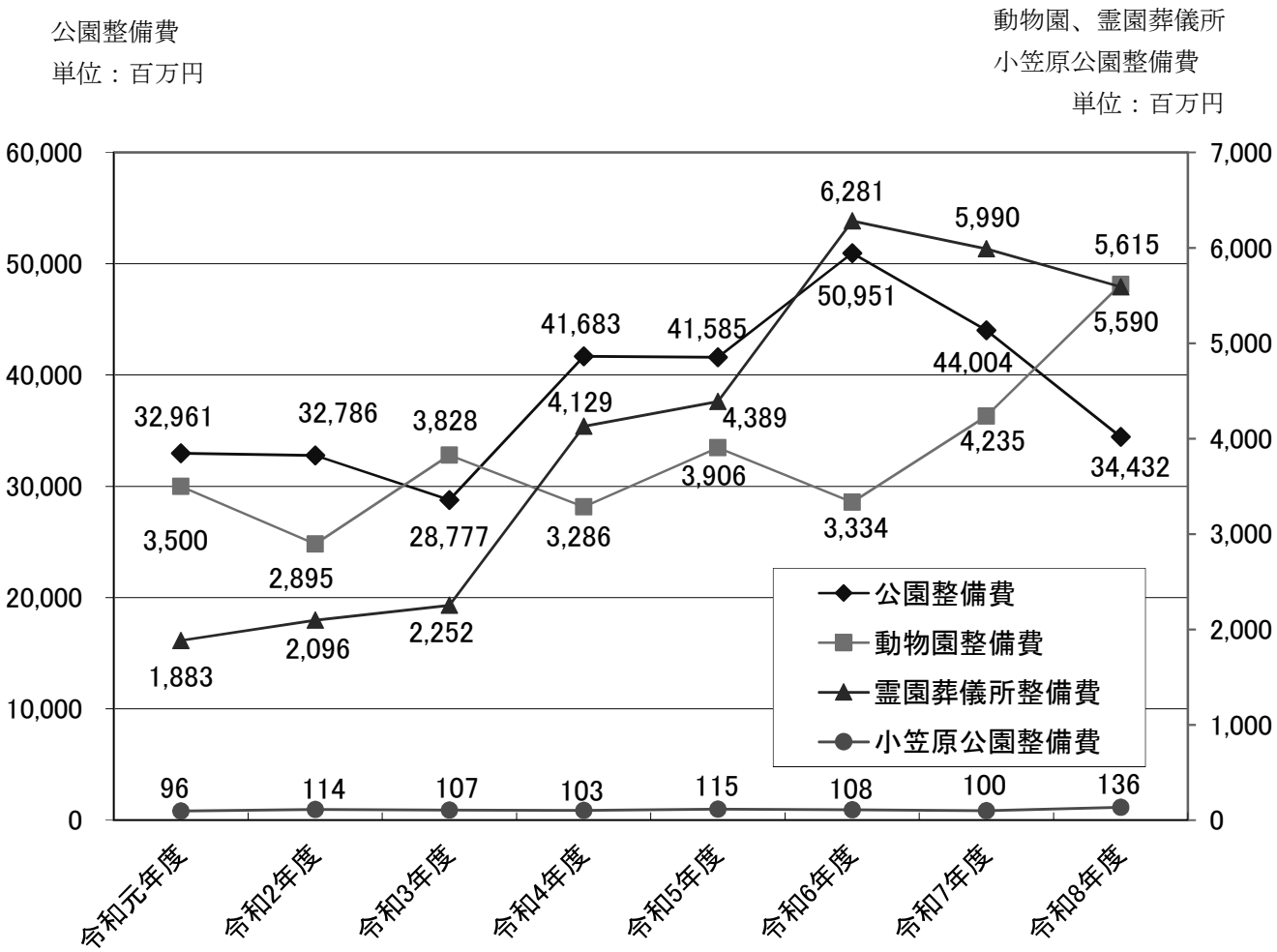
令和７年４月現在、東京都全域で都市計画決定されている公園・緑地約11,024haのうち、供用されているのは48％に過ぎず、約5,690haが未供用となっている（**第４・１表**、P. 113）。

計画的な事業執行のため平成18年３月に策定された「都市計画公園・緑地の整備方針」については、平成23年12月と令和２年７月の２回にわたり改定され、令和11年度までに優先的に事業を進める「優先整備区域」を設定し、効果的・効率的な公園整備を進めている。（**第４・２表**、**第４・７図**）

第４・２表
「重点公園・緑地」「優先整備区域」

事業主体	「重点公園・緑地」選定公園緑地数	「優先整備区域」設定面積
東京都	44か所	282ha
特別区	60か所	49ha
市・町	60か所	198ha
全　体	164か所	530ha

第４・７図　公園関係整備費当初予算推移



第4．1表　都市計画公園・緑地・広場・墓園総括表（東京都全体）

令和7年4月1日現在

東京都	総人口	1,422.0	万人	(A)

都市計画区域内人口	1,421.3	万人	(A')

（総人口）　（都市計画区域内人口）

種別	計画決定		供用		未供用	当該都市計画に係る都市公園等の面積	供用率	一人当たり面積		一人当たり面積	
	箇所数	面積（B）	箇所数	面積（C）	面積（B－C）		（C／B）	計画（B／A）	供用（C／A）	計画（B／A'）	供用（C／A'）
	箇所	ha	箇所	ha	ha	ha	%	㎡／人	㎡／人	㎡／人	㎡／人
公園	**2,355**	**5,763.69**	**2,163**	**4,206.03**	**1,557.66**	**4,601.03**	**73**	**4.05**	**2.96**	**4.06**	**2.96**
住区基幹公園	2,153	1,330.08	1,980	1,083.79	246.29	1,135.56	81	0.94	0.76	0.94	0.76
街区公園	1,827	473.17	1,690	410.81	62.36	429.88	87	0.33	0.29	0.33	0.29
近隣公園	287	630.41	254	477.43	152.98	504.38	76	0.44	0.34	0.44	0.34
地区公園	39	226.50	36	195.55	30.95	201.30	86	0.16	0.14	0.16	0.14
都市基幹公園	110	1,974.65	102	1,345.11	629.54	1,364.26	68	1.39	0.95	1.39	0.95
総合公園	77	1,550.13	70	1,056.57	493.56	1,070.98	68	1.09	0.74	1.09	0.74
運動公園	33	424.52	32	288.54	135.98	293.28	68	0.30	0.20	0.30	0.20
風致公園	25	416.57	22	234.13	182.44	237.21	56	0.29	0.16	0.29	0.16
特殊公園	54	515.85	46	417.46	98.39	425.18	81	0.36	0.29	0.36	0.29
広域公園	13	1,526.54	13	1,125.54	401.00	1,438.83	74	1.07	0.79	1.07	0.79
緑地	277	5,260.64	234	1,127.38	4,133.26	1,156.94	**21**	**3.70**	**0.79**	**3.70**	**0.79**
公園緑地計	**2,632**	**11,024.33**	**2,397**	**5,333.41**	**5,690.92**	**5,757.97**	**48**	**7.75**	**3.75**	**7.76**	**3.75**
広場	**1**	**25.70**	**1**	**25.60**	**0.10**	**26.42**	**100**	**0.02**	**0.02**	**0.02**	**0.02**
墓園	**9**	**428.76**	**9**	**410.95**	**17.81**	**418.43**	**96**	**0.30**	**0.29**	**0.30**	**0.29**
都市施設計	**2,642**	**11,478.79**	**2,407**	**5,769.96**	**5,708.83**	**6,202.82**	**50**	**8.07**	**4.06**	**8.08**	**4.06**

３　公園整備事業

公園緑地部公園建設課・計画課

(1) ２つの柱～一般公園造成と既設公園の改修

都立公園の整備事業は、緑のネットワークの拠点となる都市公園の新規造成を実施し開園面積を着実にふやしていく「一般公園造成」と、防災機能の強化充実など社会の要請を踏まえた既開園地の改修を行う「既設公園の整備」を柱として進めている。

このほかに「世界をおもてなし」する文化財庭園の整備などを実施する。

令和８年度の予算額は約344億円（用地会計返還金と都市開発資金再取得を除く予算額は約309億円）となっている。

(2) 一般公園造成～開園拡大に向けて

新規に公園を整備する「一般公園造成」の令和８年度予算は約185億円（用地会計返還金及び都市開発資金再取得を除く予算額は約150億円である）である。

このうち、新規開園に直接つながる構築(整備工事)は、和田堀公園、林試の森公園、神代植物公園や野山北・六道山公園など20公園において実施する。

将来の整備・開園につながる用地取得については篠崎公園、城北中央公園、和田堀公園、神代植物公園、小金井公園、東伏見公園など16公園において行う。

練馬城址公園の整備計画については、令和２年６月に東京都公園審議会に諮問し、令和３年４月に答申を得た。これを受け、令和３年６月に事業認可を取得するとともに、同年７月に土地所有者と施行協定を締結し、既存施設の撤去及び公園整備の工事を行った。また、令和４年度より用地取得を行っており、用地を取得した公園南側用地について、令和８年度からは実施設計等を実施していく。

(3) 既設公園の整備

令和８年度は以下の事項等について約146億円かけて実施する。

① 都立公園の防災機能の強化充実

公園の防災性を更に高めるため、善福寺公園などで防災公園の整備を進めている。

具体的には、避難者の安全確保や救出救助部隊の活動支援のため、災害対応型トイレの拡充など防災公園の整備を進めるとともに、震災時の都立公園の円滑な利用を図るため、震災時利用計画を修正する。

② その他の既設公園整備

令和８年度は代々木公園において引き続き水景施設の再整備工事を行い、日比谷公園では引き続き、再生整備を実施する。

さらに、東綾瀬公園や六仙公園等で遊具広場の改修工事を行い、ユニバーサルデザインに配慮された遊具の設置を行っていく。

(4)「世界をおもてなし」する庭園の再生

都立庭園の歴史的文化遺産としての価値を高めるとともに、国際観光拠点として一層の活用を図るため、令和８年度は、浜離宮恩賜庭園の水管橋改修工事、小石川後楽園の唐門脇塀の復元に向けた準備工事など、江戸時代等の名園の保存・修復等の整備を事業費約11億円かけて実施する。

(5) だれもが遊べる児童遊具広場整備補助

障がいの有無に関わらず、子ども達が安全に遊ぶことができる遊び場である「だれもが遊べる児童遊具広場」の拡充を図るため、都内の区市町村が実施するだれもが遊べる児童遊具広場事業に要する経費についての補助（上限3,000万円）を実施する。

４　小笠原公園整備事業

令和８年度は、小笠原諸島振興開発事業として、大神山公園の施設整備（園地整備・急傾斜地整備）を事業費約１億円かけて行う。

５　有料公園および有料施設

公園緑地部公園課

公園には、江戸時代や明治時代に造られ、現在文化財に指定されている庭園や、特別の利用のために造られた動物園や植物公園がある。

庭園は貴重な文化遺産であり、公園として一般に開放するとともにその姿を完全に保存し後世に伝える役割がある。また、動物園や植物公園は、利用者の知識の向上に寄与する設備を設置している。

そのため、利用者は、一般の公園に比べて特別な利益を享受していることから、受益者負担の考えに基づき入場料を徴収している。

このうち、庭園と植物公園については、都民に

広く開放するため、昭和47年４月１日に入場料を無料化したが、利用者の増大による維持管理レベルの低下、文化的価値の再認識、自然環境保全の視点の変化などにより、昭和54年４月１日から再度有料化した。

第４・３表　有料公園等の利用状況

	利用者数（人）		入園料収入額（円）	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
浜離宮恩賜庭園	671,116	702,957	157,592,820	166,965,330
旧芝離宮恩賜庭園	154,573	155,276	16,422,980	16,918,000
清澄庭園	262,388	268,665	30,543,400	31,714,950
小石川後楽園	384,434	419,380	83,444,640	90,992,290
六義園	521,243	520,143	95,739,330	97,385,860
向島百花園	91,209	94,500	7,557,490	8,150,570
旧古河庭園	252,916	252,921	25,223,960	28,189,050
旧岩崎邸庭園	148,542	153,603	38,758,160	43,485,040
殿ヶ谷戸庭園	70,855	76,910	6,634,790	7,352,020
小計	2,557,276	2,644,355	461,917,570	491,153,110
恩賜上野動物園	3,362,664	3,387,959	1,179,386,199	1,209,412,290
多摩動物公園	884,626	859,715	254,925,995	248,380,938
葛西臨海水族園	1,327,855	1,341,639	468,128,746	477,406,725
井の頭自然文化園	703,873	674,621	129,323,885	125,982,879
夢の島熱帯植物館	149,777	168,519	25,328,141	29,678,744
神代植物公園	702,481	776,392	157,807,822	177,700,965
小計	7,131,276	7,208,845	2,214,900,788	2,268,562,541
計	9,688,552	9,853,200	2,676,818,358	2,759,715,651

※９庭園については、平成17年度から、利用料金制の導入により、入場料収入額は指定管理者の収入となっている。

第４・４表　有料施設の利用状況

	箇所数		利用件数		収入額（円）	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
野球場	49面	49面	75,284	78,562	92,792,975	98,237,525
競技場	19面	19面	926	1,155	11,747,300	15,054,050
テニスコート	157面	157面	451,037	436,355	526,496,323	512,420,925
弓道場	3か所	3か所	33,668	37,407	8,352,800	8,484,570
サッカー場	5面	5面	7,212	12,002	23,321,400	31,821,275
集会場	17か所	17か所	3,106	3,130	17,717,900	19,239,250
陳列場	3か所	3か所	67	42	140,800	80,400
大音楽堂	1か所	1か所	371	234	29,490,340	4,596,495
小音楽堂	1か所	1か所	24	0	266,400	0
野外ステージ	4か所	4か所	862	876	13,512,950	13,441,850
公会堂	1か所	1か所	0	0	0	0
計			572,557	569,763	723,839,188	703,376,340

令和６年度・令和７年度の有料公園等の利用状況は、**第４・３表**（P. 115）のとおりである。

有料公園等における入場料は、施設利用者に提供するサービスの対価であることから、その維持管理の経費に充当するため都の収入としている。ただし、庭園においては、平成17年度から経済的なインセンティブにより指定管理者（当時は管理受託者）の自主的な経営努力を促し、施設の利用の向上を図ることを目的とした利用料金制を導入しており、入場料は指定管理者の収入となっている。

また、野球場や競技場などのスポーツ施設や集会場などでも、受益者負担の考えに基づき施設使用料を徴収している。

令和６年度・令和７年度の有料施設の利用状況は、**第４・４表**（P. 115）のとおりであり、この使用料は施設の維持管理のための経費に充てられている。

なお、有料公園等の入場料は小学生未満の者や都内在住・在学の中学生等であれば無料となる。

有料公園等における一層の利用促進及び活性化を図るため、平成15年４月１日から浜離宮恩賜庭園及び神代植物公園、同年７月19日から恩賜上野動物園、多摩動物公園及び井の頭自然文化園、平成16年７月１日から六義園及び葛西臨海水族園で１年間入場が可能な年間パスポートの試行販売を行い、平成17年度からは、小石川後楽園、旧芝離宮恩賜庭園、向島百花園、清澄庭園、旧古河庭園、殿ヶ谷戸庭園、旧岩崎邸庭園の７庭園、平成18年度には夢の島熱帯植物館を新たに加えて、すべての有料公園等において、年間を通じていつでも購入できる年間パスポートの本格販売を開始した。

現在、デジタルトランスフォーメーションを推進し、都立公園内各施設におけるキャッシュレス化を実施している。

令和３年度までに、すべての有料公園、スポーツ施設等において入場料、使用料の支払いにキャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー、ＱＲコード）を導入した。

また、令和５年度にスポーツ施設予約管理システムの再構築が完了し、新たに「都立公園スポーツレクリエーション予約システム」が稼働した。これにより、利用者登録手続きのオンライン化やオンライン事前決済の導入、セキュリティの向上などを実現した。

有料公園等のうち、庭園の休園日については12月29日から１月１日まで（ただし、向島百花園は12月29日から１月３日まで。）となっている。

また、動物園・植物公園等の休園日については、12月29日から１月１日まで（ただし、夢の島熱帯植物館は12月29日から１月３日まで。）と毎週月曜日又は水曜日（祝日又は都民の日にあたる場合はその翌日）となっている。

運動施設については、12月31日から１月３日を除き、通年利用が可能となっている。

６　ドッグラン

公園緑地部公園課

ノーリードで犬を自由に遊ばせたいという要望に応えるとともに、犬の放し飼い対策として、ドッグランを設置している。

ドッグラン設置後は飼い主のマナー向上や犬のしつけ教室など、普及啓発の場として活用している。

ドッグランの設置にあたっては、①設置可能な場所②駐車場の確保③ボランティア団体等の協力④近隣住民の理解、を条件としている。

（第４・５表）

第４・５表
ドッグラン施設設置公園及び開設年月

公園名	開設年月	設置規模（㎡）
駒沢オリンピック公園	平14.12	1,200
神代植物公園	平14.12	1,500×2面
小金井公園	平17.6	3,180
舎人公園	平17.6	1,970
城北中央公園	平17.6	2,000
小山内裏公園	平18.6	2,636
代々木公園	平19.4	3,626
蘆花恒春園	平19.5	1,450
水元公園	平19.5	3,403
篠崎公園	平21.4	1,595
木場公園	平21.5	2,040
桜ヶ丘公園	平26.4	2,000

平成14年から、犬を連れた来園者が自由に利用できる広場として管理していたが、平成19年度に厚生労働省からの依頼を受け、ドッグランの利用者は公園管理所で利用登録を行うこととした。毎年更新手続きを行うものとし、令和７年度は12公園で約48,000頭が利用登録を行っている。

また、ドッグラン設置公園以外でも犬連れ利用のマナー向上の取組を行っている。

なお、令和５年度には、設置許可により、都立和田堀公園内に杉並区立ドッグランが設置された。

７　上野恩賜公園の再生整備等

公園緑地部公園建設課

上野恩賜公園を「文化の森」として再生していくことを目的として、学識経験者や公園内の文化施設管理者等を構成員とする検討会を設置し、検討結果を受けて、平成21年９月に「上野恩賜公園再生基本計画」を策定した。

本計画に基づき、順次再整備を進め、平成24年５月には、「文化の森」の中核となり、多様な文化イベントを開催できる広場として、オープンカフェや新しい噴水を備えた「竹の台広場」が完成した。また、平成28年３月には、袴腰エリアに上野恩賜公園の歴史性を感じられる壁泉を、平成29年５月に不忍池エリアに眺望を楽しめる散策路等を、平成30年３月に恩賜上野動物園の魅力を高める動物園正門前広場を整備した。令和２年12月には、公園口前広場を整備し、上野恩賜公園の再生整備が完了した。

令和８年度は、照明設備の拡充に向けた設計・工事を引き続き行う。

８　多様な生物が生息する都立公園づくり

公園緑地部計画課

市街化が進む東京において、都立公園は都民のレクリエーションの場としてだけでなく様々な生物の生息・生育空間としても重要であり、エコロジカルネットワークの中核・拠点でもある。

都立公園31公園において、多様な生物の生息空間としてのポテンシャルを活かし重点的に環境整備を行う。整備後も生物種のモニタリング等を継続しながら順応的管理を行い、多様な生物が安定して生息・生育できる環境を確保する。令和７年度末までに、26公園で保全利用計画を策定し、19公園で整備工事、18公園でモニタリング調査を実施した。

また、上記31公園以外の公園でも、神代植物公園多様性センターを核として、各公園の特色に応じた希少生物種の保全、生物情報の蓄積、保全技術の連携などを進め、都立公園における多様な生物の生息・生育空間の確保を推進する。

９　都立公園の多面的な活用

公園緑地部計画課・公園課

社会の成熟化による価値観の多様化やグローバル化が進む中、都立公園がポテンシャルを発揮し、新たなニーズに対応していくため、民間のア

イディアを取り入れた多面的な活用を推進している。

平成29年５月の東京都公園審議会答申「都立公園の多面的な活用の推進方策について」及び先行事例である駒沢オリンピック公園での取組を踏まえ、木場公園では令和２年８月、浮間公園では令和４年２月、代々木公園オリンピック記念宿舎では令和８年４月に公募により決定した事業者が飲食店をオープンした。今後も、平成30年度及び令和元年度に実施したマーケットサウンディング調査の結果等を踏まえ、都立公園における多面的な活用の取組を更に推進していく。

また、明治公園及び代々木公園において、都市公園法に基づく公募設置管理制度(Park-PFI)を都としてはじめて活用し、公園の整備・管理運営を行う事業者を令和３年11月に決定し、令和４年１月に公募設置等計画を認定した。令和４年度より、公園整備工事を進め、明治公園においては、令和５年10月に広場や樹林地等の特定公園施設、令和６年１月にカフェやレストラン等の公募対象公園施設の供用を開始した。代々木公園においては、令和７年２月に広場や屋外アーバンスポーツパーク等の特定公園施設、令和７年３月にカフェやレストラン等の公募対象公園施設の供用を開始した。

そのほか、日比谷公園「旧公園資料館」等において、修復工事と魅力的なサービスの提供を行う事業者を公募、令和５年10月に決定し、令和６年６月より供用を開始した。

１０　都立公園への保育所等の設置

公園緑地部公園課

平成27年度の国家戦略特別区域法改正により、都市公園への保育所等の社会福祉施設の設置が解除され、令和８年４月までに８公園において保育所が開所した。

なお、平成29年６月に都市公園法が改正され、特区認定を受けずに、保育所等の社会福祉施設の設置が可能となった。

引き続き、地元自治体による保育所等の設置に協力していく。

１１　日比谷公園の整備事業

公園緑地部計画課

日比谷公園では平成29年10月より外部有識者を交えた日比谷公園グランドデザイン検討会で検討を進め、平成30年12月に日比谷公園の将来像とそれを実現するための方向性を示す『日比谷公園グランドデザイン～５つの提言～』を公表した。本提言を踏まえ、令和元年10月に東京都公園審議会に都立日比谷公園再生整備計画について諮問し、令和３年３月に答申を得て、同年７月に再生整備計画を策定した。また、本計画を実現するための事業計画として令和５年７月に「バリアフリー日比谷公園プロジェクト」を公表した。整備にあたっては公園をエリア分けして段階的に進めていくこととしており、整備が完了した第二花壇周辺エリアは令和６年９月に「芝庭広場」として利用を開始した。令和８年度は、大噴水・小音楽堂エリア及び大音楽堂の再整備を引き続き進めるとともに、新たに第一花壇・心字池エリア、公会堂の改修を行っていく。

１２　花と光のムーブメント

公園緑地部公園建設課

都立公園に新たな魅力ある大規模花壇を創出し、ライトアップ等により、四季を通じた花と光の演出を行う「花と光のムーブメント」に取り組んでいる。

令和８年度は、小金井公園、舎人公園、葛西臨海公園、日比谷公園等において、事業を実施していく。

また、令和６年夏から７年秋にかけて、砧公園でロングライフ・ローメンテナンスをテーマとした第３回花壇コンテストを開催した。令和７年夏から８年秋にかけては、夢の島公園で第４回花壇コンテストを実施していく。

第３　動物園・水族園

公園緑地部計画課

１　概　　要

動物園・水族園は、憩いや安らぎの場を提供するだけでなく、多様な野生動物の行動や生態、生息環境を伝え、その保全に取り組む必要性を認識する場でもある。

東京都は平成23年９月に都立動物園・水族園の目指す姿とそれを実現するための取組の方向を示す「都立動物園マスタープラン」を公表した。本プランに基づき、野生動物の保全に貢献し、人々と野生動物の架け橋となり、賑わいを創出するための様々な取組を行ってきた。令和２年11月には、社会環境の変化や新たな課題に適切に対応し、持続可能な社会の実現を目指す方向性と取組を示すため、「第２次都立動物園マスタープラン」を新たに策定した。（計画期間：令和３年度から令和12年度まで）

また、平成18年４月から、指定管理者制度を導入し、管理運営を、（公財）東京動物園協会へ委ねており、平成28年度からは第２期目、令和８年度からは第３期目の指定管理期間が始まっている。

(1) 恩賜上野動物園

恩賜上野動物園は明治15年３月、農商務省所管の博物館付属施設として、日本で最初の動物園として開園した。同19年宮内省所管となり、大正13年に皇太子殿下（後の昭和天皇）のご成婚を記念して、東京市に下賜された。現在の敷地面積は約14ha、飼育動物は約280種約2,600点（令和８年５月31日現在）を数える。恩賜上野動物園は都立動物園であると同時に、日本を代表する動物園としての役割も果たしてきた。

令和６年は中国との共同プロジェクトで平成23年３月に来園したジャイアントパンダの「リーリー（力力）」と「シンシン（真真）」が中国へ返還された。２頭の間には平成29年に「シャンシャン（香香）」、令和３年に双子の「シャオシャオ（暁暁）」「レイレイ（蕾蕾）」が生まれ、それぞれ令和５年２月、令和８年１月に中国へ返還された。

希少野生動物の保護繁殖では、令和５年４月にスマトラトラが26年ぶり、令和７年３月および12月にコビトカバが13年ぶりに繁殖した。

環境省の希少種保護増殖事業との連携で、希少野生動物種の保全に取組み、ライチョウは令和３年７月に、日本で初めて人工授精による飼育下繁殖に成功した。令和７年３月には初めてオガサワラカワラヒワを移送し、域外保全の取組を開始、同年７月に動物園で初めて孵化し巣立ちをした。

サル山の施設改修工事のため、昭和７年（1932年）10月から90年以上続いてきたニホンザルの展示が令和６年11月に終了した。

(2) 多摩動物公園

戦後、恩賜上野動物園に次ぐ第二の動物園構想がもちあがり、昭和33年５月に多摩動物公園が開園した。当初約28haだった敷地面積は、現在は約60haに拡張している。

多摩動物公園は「無柵放養式展示」を日本で最初に大規模に取り入れた。昭和39年にオープンしたライオン園「ライオンバス」は、世界に先駆けて完成したサファリ形式展示として高い人気を誇る。飼育動物は、哺乳類から昆虫類まで含め約230種約20,000点（令和８年５月31日現在）を数える。

希少野生動物の保護繁殖では、2007年より環境省の計画のもとトキの飼育を引き受け、翌年より繁殖に成功し、以降毎年放鳥用の雛を佐渡へ移送している。令和８年度は、トキの公開施設の整備を進めている。

アフリカ園では一部施設のリニューアルを進めており、令和４年４月にはキリン舎が、令和６年８月にシマウマ・オリックス舎が完成し、令和７年４月に観覧通路の利用を開始した。

(3) 井の頭自然文化園

昭和17年５月、井の頭自然文化園は、武蔵野の緑豊かな井の頭恩賜公園内に開設された。敷地面積は約11.6haあり、園内は動物の飼育展示施設のほか、資料館、彫刻園などが併設されており、多様な教育の場を提供している。長い間園の人気者であったアジアゾウの「はな子」は国内のアジアゾウ最年長記録を更新したが、平成28年５月26日に69歳で死亡した。展示は日本産の動物を中心とし、飼育動物は約160種約3,300点（令和８年５月31日現在）を数える。

希少野生動物の保護繁殖では、環境省の保護増殖事業に協力して、天然記念物ツシマヤマネコやアマミトゲネズミ、小笠原諸島固有のアカガシラカラスバトや陸産貝類の保全に取り組んでいる。

園内の「いきもの広場」では、さまざまな野生

の生き物が集まりやすい環境を整備し、子どもたちに、身近な生き物を観察し、体験できる機会を提供している。彫刻園では定期的に企画展を開催し、保有文化資料の積極的な活用を図っている。

(4) 葛西臨海水族園

葛西臨海水族園は、恩賜上野動物園の開園100周年記念事業として計画され、平成元年10月、葛西臨海公園内に開園した。楽しみながら海の自然への認識、水族についての科学的認識が養われる「海と人間の交流」の場を基本理念として、世界初のマグロ類の群泳展示を行うほか、世界各地の多様な水生生物を展示しており、飼育動物は魚類・鳥類など約1,000種約43,000点（令和８年５月31日現在）を数える。

希少野生動物の保護繁殖では、オウサマペンギン、フンボルトペンギンなど、多くの種について繁殖に成功している。平成27年度から開始した移動水族館車事業では、特別支援学校や福祉施設等を訪問し、障害や病気などのため来園が難しい方々に水族園の生き物と触れ合う機会を提供している。

開園から30年以上が経過し、社会状況の変化や施設の老朽化に対応するため、新たな水族園の整備を進めている。新たな水族園の整備と維持管理にはPFI－BTO手法、生物飼育等には指定管理者制度を活用し、両制度を併用することとした。令和４年12月に新たな水族園の整備等を行う民間事業者と契約を締結し、設計を開始した。なお、既存施設（水族園本館）は、新水族園オープン後も保存していくこととし、今後の保存や利用について、有識者との意見交換や調査検討等を進めている。

２　野生動物の保全

都立動物園・水族園では希少な野生動物の保護繁殖（生息域外保全）に積極的に取り組み、生息地の保全活動（生息域内保全）にも貢献している。

これまで、平成元年度に策定した「ズーストック計画」に基づき、種の保存のため、対象とする動物50種について、計画的な収集と飼育、繁殖を推進してきた。平成30年10月に、都立動物園・水族園を取り巻く状況の変化を踏まえ、「第２次ズーストック計画」を策定し、対象種を124種に増やし、種の保存、環境教育の場としての更なる機能強化を図っている。

平成18年４月には、都立動物園・水族園における調査研究機能を強化し、野生動物の保全活動を効果的に進めていくため、（公財）東京動物園協会が多摩動物公園内に野生生物保全センターを設置した。令和５年４月から、更なる機能強化を図るため、総務部所管の課に再編され、研究係と保全係の２係体制となった。研究係では、DNA解析や配偶子の保存、ホルモン測定、栄養学的研究などに取り組み、個体群管理と繁殖に役立てている。保全係では動物園・水族園内における飼育、繁殖による種の保存に加え、外部の研究者や保全活動に取り組む地域の人々などと連携した生息域内保全にも取り組んでいる。

また、希少種の保護増殖を目的とした「種の保存法」に基づく「希少種保全動植物園等」の認定を令和３年に葛西臨海水族園と井の頭自然文化園、令和４年に恩賜上野動物園、令和７年に多摩動物公園が環境省より受けた。

３　教育普及事業の充実

都立動物園・水族園は、多様な野生動物の生態や生息地の環境を伝え、来園者の興味や関心を呼び起こし、野生動物の保全活動の理解者と担い手を育むことを目指している。

動物園における小動物とのふれあいや水族園でのタッチプールなど、広く一般に向けたものから、講演会やフィールドプログラムなど専門性の高いものまで、幅広い教育プログラムを来園者に提供してきた。学校団体向けのプログラムや学校関係者向けのセミナーも開催するなど、学校教育との連携にも力を入れている。令和８年３月には、都立動物園・水族園４園が博物館法に基づく審査を経て「登録博物館」となり、調査研究や教育普及の機能を有する社会教育施設としての位置付けがより明確となった。

また、樹木ボランティアによる植栽管理活動など都民等との協働事業の充実、環境への配慮の取組なども進めている。

４園の連携の更なる強化と、教育機能の充実を目的に、（公財）東京動物園協会は平成31年４月に教育普及センターを設置した。令和６年度は教員を対象とした「授業に活かせる『動物園・水族園』講座」について、モルモットの飼育方法をテーマにした講座を新設するとともに、過去に人気の高かった講座の実施回数を増やしたところ参加者数が大幅に増加した。

４　都立動物園・水族園の魅力向上

令和７年度の魅力向上に向けた取組として、４園の周遊を促すことを目的に「冬の周遊キャンペーン 都立動物園・水族園 謎めぐり」を開催し、スマートフォンを利用したデジタルスタンプラリーや Instagram ハッシュタグキャンペーン等を実施した。恩賜上野動物園では国内の動物園と連携した普及啓発企画「世界ゴリラの日」を実施し、井の頭自然文化園では「ヤマネコまつり」などの日本産動物保全の普及啓発を目的とした催しを年間通じて開催した。また、令和８年度の魅力向上事業として、恩賜上野動物園において動物カートの運行を開始するなど、新たな取組を進めている。

ICTを活用した取組として、令和３年７月に導入した入場券のオンライン決済およびキャッシュレス決済について、令和６年には多言語化やクレジットカードタッチ決済機能を追加するなど、サービスを刷新した。また令和８年３月には、都立動物園公式ホームページ「東京ズーネット」を全面リニューアルし、スマートフォンでの閲覧性を向上させるとともに、利用者が必要な情報へ容易にアクセスできるよう改善した。

平成24年度から、障害のある子どもたちとその家族を休園日や閉園後の動物園・水族園に招待する「ドリームナイト（デイ）・アット・ザ・ズー&アクアリウム」を開催している。近年は手話通訳の実施やセンサリーマップの作成、カームダウンスペースの設置など参加者が安心できる環境の充実を図っている。

第４　植物園等

公園緑地部計画課

植物園は、植物を楽しみながら学べる場であるとともに、展示植物の調査・研究、希少種の保護などの種の保存、自然の仕組みや人との係わり等の教育・普及を行っている。

(1) 神代植物公園

神代植物公園は、武蔵野の面影を残す調布市深大寺元町に昭和36年10月開園（神代緑地としては昭和32年４月に開園）した面積約50万㎡の植物公園である。園内には約4,800種10万本の植物が集められており、景色を楽しみながら植物に関する知識を得られるよう配慮されている。

令和７年度には、世界で一番大きな花（正確には花序）」と言われるショクダイオオコンニャクの国内最多となる同一株６回目の開花に成功した。腐った肉のような強烈な悪臭を放つことでも有名な花の臭いを体験できるよう、初の夜間公開を実施し、雨の中2千人以上の来園者を迎えた。

ツバキやハナショウブ及びサクラソウなど江戸園芸品種の保存継承や、企画展などによる江戸園芸文化の普及啓発にも力を入れている。特にサクラソウは、江戸時代に作出された品種を含む、現在知られている約300品種のうち、293品種を収集・保全し、ほぼ完全なコレクションとなっている。平成30年６月には「神代植物公園サクラソウ品種コレクション」として、公的植物園では初めて、日本植物園協会が「野生種、栽培種に関わらず、日本で栽培されている文化財、遺伝子資源として貴重な植物を守り後世に伝えていく」ことを目的に認定制度を創設したナショナルコレクションに認定された。令和７年度には、日本植物園協会と共催でシンポジウム「江戸に花開いた園芸文化」を開催し、江戸園芸文化の魅力を広く発信した。

平成27年には、チリ国立ビーニャ・デル・マル植物園との間で技術協力に関する協定を締結し、植物の交換、知識や技術の交流により、両植物園の友好関係を推進している。この協定に基づき、令和３年度には、神代植物公園からチリ国立ビーニャ・デル・マル植物園へサクラの種子について検疫の手続を行い、輸出した。

都内絶滅危惧植物の保全拠点、植物多様性保全に関する普及拠点として平成24年に開設した植物多様性センターでは、絶滅危惧植物の生育調査や無菌培養などによる保護増殖に取り組んでいる。植物多様性センターには、植物の魅力を紹介する「武蔵野ゾーン」、「奥多摩ゾーン」、「伊豆諸島ゾーン」の３つの見本園が整備されており、東京都の多様な植物環境を間近に観察できるようにしている。

(2) 夢の島熱帯植物館

都民が楽しみながら熱帯・亜熱帯の植物に親しみ、学ぶ場所として、昭和63年11月夢の島公園内に開館した。

隣接する清掃工場の廃熱を利用した大温室は、面積約1,500㎡、最高28メートルの高さを持ち、３つのドーム毎に、「木生シダと水辺の植物」「ヤシと人里の植物」「オウギバショウと小笠原の植物」の景観に分けられており、約1,000種類の植物を展示している。企画展示室等では、熱帯の植物に関する知識・情報を提供し、イベントホール及び前庭の芝生広場では季節ごとに変わる展示、イベントなどを行っている。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一時休園が続く中、令和２年７月30日より令和４年12月31日までコロナ禍の新たな試みとして、夢の島バーチャル植物館を実施した。自宅に居ながら、パソコンやスマホを利用してオンライン上で３Dビュー+バーチャル映像で実際に館内を歩くように植物を360°自由に観察し楽しむことができるコンテンツを提供した。

令和７年度は、夜の大温室開放や匂いと音による体験型アート・インスタレーションを展開するなど、植物館の新しい楽しみ方を来園者に提供した。また、スマホゲームをはじめ、他団体や周辺施設と連携したイベントを各種実施した。

第５　文化財の保護

公園緑地部管理課・公園建設課

建設局所管の公園や霊園の中には、**第４・６表**（P.124）の文化財の一覧のとおり、文化財保護法や東京都文化財保護条例に基づく特別史跡や特別名勝、史跡、名勝、旧跡等に指定されている多くの文化財がある。

このうち、浜離宮恩賜庭園をはじめとする都立庭園は、いずれも我が国を代表する名園であり、東京の風格ある街並みの形成に寄与するとともに、江戸の伝統文化を伝える東京の観光資源にもなっている。維持管理を通じて培われた庭園技術の継承を図りながら、保存・復元に取り組んでお

り、平成16年度から有識者の監修のもと「保存管理計画」を策定し、修復等を行っている。平成28年度には社会情勢の変化や文化庁の施策等を踏まえ、既定計画を改定し、「保存活用計画（共通編）」「保存活用計画（旧浜離宮庭園）」として策定した。平成29年度には小石川後楽園、平成30年度には旧芝離宮庭園及び六義園、令和元年度には旧古河庭園、令和３年度には向島百花園、令和５年度には殿ヶ谷戸庭園（随冝園）、令和６年度には旧岩崎邸庭園の「保存活用計画」を策定した。

特別史跡及び特別名勝に指定されている小石川後楽園では、平成30年度から唐門の復元工事に着手し、令和２年11月に復元工事を完了した。令和６年度には通天橋の修復に着手している。

また、特別名勝及び特別史跡に指定されている浜離宮恩賜庭園では、大泉水周りの「茶屋群」など建物等の復元・修復を平成22年度から進め、松の御茶屋、燕の御茶屋及び鷹の御茶屋の復元工事を平成29年度までに完了した。令和５年度にはお伝い橋の修復に着手し、令和７年度に修復工事を完了した。

重要文化財である旧岩崎邸庭園では、令和３年度から管理所の新築工事に着手し、令和４年度は管理所周辺の整備工事を実施し、令和５年６月に開園した。

国の名勝に指定されている旧古河庭園では、令和５年度より洋館外壁の修復に着手し、令和６年度に修復工事を完了した。

東京都指定名勝に指定されている清澄庭園では、令和７年度から菖蒲田架橋の架替え工事に着手している。

また、各庭園では、多言語のパンフレットや庭園解説掲示等により、文化財の理解促進を図っている。

第４・６表　建設局所管の公園霊園内文化財一覧表

種　　目		文化財名称	指定年月日	公園名	管理者
国指定文化財	重要文化財	旧寛永寺五重塔	明治44年4月17日	上野恩賜公園(動物園)	東京都
	重要文化財	旧岩崎家住宅(東京都台東区池之端一丁目)	昭和36年12月28日	旧岩崎邸庭園	東京都
	特別史跡及び特別名勝	小石川後楽園	昭和27年3月29日	小石川後楽園	東京都
	特別名勝及び特別史跡	旧浜離宮庭園	昭和27年11月22日	浜離宮恩賜庭園	東京都
	特別名勝	六義園	昭和28年3月31日	六義園	東京都
	名勝及び史跡	向島百花園	昭和53年10月13日	向島百花園	東京都
	名勝	旧芝離宮庭園	昭和54年6月25日	旧芝離宮恩賜庭園	東京都
	名勝	旧古河氏庭園	平成18年1月26日	旧古河庭園	東京都
	史跡	品川台場	大正15年10月20日	台場公園	東京都
	史跡	滝山城跡	昭和26年6月9日	滝山公園	東京都
	史跡	玉川上水	平成15年8月27日	玉川上水緑道	東京都
	天然記念物	三宝寺池沼沢植物群落	昭和10年12月24日	石神井公園	東京都
	史跡	深大寺城跡	平成19年7月26日	神代植物公園	東京都
	名勝	殿ヶ谷戸庭園(随宜園)	平成23年9月21日	殿ヶ谷戸庭園	東京都
都指定文化財	名勝	清澄庭園	昭和54年3月31日	清澄庭園	東京都
	史跡	徳冨蘆花旧宅	昭和61年3月10日	蘆花恒春園	東京都
	史跡	茂呂遺跡	昭和44年3月27日	城北中央公園	東京都
	史跡	芝丸山古墳	昭和54年3月31日	芝公園	東京都、増上寺
	史跡	大宮遺跡	昭和54年3月31日	和田掘公園	東京都
	史跡	井の頭池遺跡群	昭和54年3月31日	井の頭恩賜公園	国、東京都、大盛寺
	史跡	小花作助墓	平成2年3月22日	谷中霊園	個人
	史跡	天王寺五重塔跡	昭和54年3月31日	谷中霊園	東京都
	史跡	石神井城跡	平成23年6月9日	石神井公園	東京都
	旧跡	大久保利通墓	昭和15年2月	青山霊園	個人
	旧跡	菊池容斎墓	昭和18年12月	谷中霊園	個人
	旧跡	大原重徳墓	昭和15年2月	谷中霊園	個人
	旧跡	ラファエル・ケーベルの墓	昭和29年11月3日	雑司ケ谷霊園	個人
	旧跡	徳丸ケ原	大正9年3月	赤塚公園	
	旧跡	井の頭池(神田上水水源地)	大正14年5月	井の頭恩賜公園	東京都
	旧跡	練馬城跡	大正15年4月	練馬城址公園	東京都、民有地
	有形文化財	木造四方四面仏坐像(旧寛永寺五重塔安置)	昭和39年11月21日	東京国立博物館(寄託中)	東京都
	有形文化財	旧日比谷公園事務所(東京都公園資料館)	平成2年3月22日	日比谷公園	東京都
	有形文化財	市政会館及び日比谷公会堂	令和5年3月16日	日比谷公園	東京都
	天然記念物	水元のオニバス	昭和59年3月22日	水元公園	東京都

※文化財名称は、都市公園名と一致しない場合がある。

第６　霊　　園　　事　　業

公園緑地部公園課

１　概　　要

東京都は、昭和18年、都制施行にあたり東京市の霊園事業を引き継ぎ現在に至っている。

都立霊園は、現在８か所（青山、谷中、雑司ケ谷、染井、八柱、八王子、多磨、小平）あり、総面積約 416万㎡、使用者は約31万人で、約147万体が埋葬されている。

区部の青山、谷中、雑司ケ谷、染井の４霊園は、いずれも明治７年開設という長い歴史を有している。区部霊園では、「霊園」と「公園」が共存した空間として活用できるよう、平成16年度から再整備の取組を行っている。

東京都が経営する霊園及び葬儀所の現況は、**第４・７表**(P. 125)のとおりである。

2　霊　　園

(1) 墓所供給の流れ

東京都の霊園は、使用者を公募により募集している。昭和62年度に八王子霊園の新規貸付を終了して以降は、八柱、八王子、多磨、小平の郊外４霊園において返還墓所の再貸付を行っている。都民の墓所需要は高く、また、墓所に関する意識も多様化しており、返還や無縁墓所の整理にとどまらず、新形式墓地の整備や施設変更制度の導入等により、安定的な墓所供給に取り組んでいる。また、青山、谷中、雑司ケ谷、染井の区部４霊園においては、平成14年度の東京都公園審議会答申を受け、霊園再生を進めている。

(2) 課題解決への取組

東京都では、都市への人口集中、核家族化、老年人口の増加等による墓地需要の逼迫に対処するため、昭和61年６月、知事の諮問機関として「東京都霊園問題調査会」が設置された。この調査会は、①墓地行政と公営墓地の制度・経営のあり方、②今後の墓地計画のあり方等について検討し、昭和63年３月に答申を得た。この答申を受けて、昭和63年８月、建設局長の諮問機関として「東京都新霊園等構想委員会」を設置した。この委員会においては、①整備計画基本方針、②新形式墓地・納骨堂、③既存霊園の活用等について検討し、平成２年４月に答申を得た。この答申を受けて供給したのが、壁型埋蔵施設及び長期収蔵施設である。

さらに、霊園行政を取り巻く新たな課題を解決するため、平成６年３月、知事の諮問機関として「東京都霊園管理問題等検討委員会」が設置された。この委員会においては、①都立霊園の役割、②都立霊園、葬儀所等の適正な使用料及び管理料、③既存霊園の整備及び活用などについて検討し、平成９年３月に答申を得た。

この答申を受け、単身者や子どものいない夫婦でも将来不安なく利用でき、生前にも申し込むことができる新しい形式の合葬埋蔵施設を八柱、多磨、小平の３霊園に整備した。

第４・７表　都立霊園・葬儀所の現況

（令和８年４月１日現在）

区分		開設	総面積	使用者数	区分		開設	面積	保管可能数
霊園	青山	明７年	263,564㎡	14,914人	多磨霊園みたま堂長期収蔵施設		平５年	3,518㎡	21,840体
	谷中	明７年	102,537㎡	7,607人					
	雑司ケ谷	明７年	106,110㎡	12,883人	雑司ケ谷崇祖堂短期収蔵施設		昭13年	1,958㎡	15,644体
	染井	明７年	67,911㎡	4,365人					
	八柱	昭10年	1,044,534㎡	88,476人	一時収蔵施設	雑司ケ谷崇祖堂	昭13年	229㎡	2,880体
	八王子	昭46年	644,305㎡	32,943人		八柱霊園納骨堂	昭12年	187㎡	2,843体
	多磨	大12年	1,280,237㎡	83,024人（うち、みたま堂 4,613人）		多磨霊園みたま堂	平５年	596㎡	7,500体
	小平	昭23年	653,545㎡	65,310人	葬儀所	区分	開設	敷地面積	建物面積
						青山	令和３年４月から休止中		
計			4,162,743㎡	309,522人		瑞江	昭13年	37,572㎡	4,325㎡

(3) 区部霊園再生の動き

区部４霊園については、将来の公園化を目指し、青山、谷中霊園は昭和35年８月以降、雑司ケ谷、染井霊園は昭和37年６月以降、空き墓所の再貸付を停止してきた。返還や無縁墓所の整理によって約15,000㎡の空き墓所が確保できたが、全面公園化は極めて長期間を要する事業であり、平成14年５月東京都公園審議会に「区部霊園の管理について」諮問をし、平成14年12月に答申を受けた。

答申では、区部霊園を130年の歴史に育まれた自然資源、歴史的人文資源、都民共有の財産ととらえ、都はこれらを活用し、広く都民が利用できるような「霊園」と「公園」が共存する空間として再生すべきと提言された。さらにリーディングプロジェクトとして青山霊園を取り上げ、将来像を実現するための方策として、墓所移転や返還促進、財源確保のための墓所貸付などが提案された。これを受け、平成15年度から青山霊園の再貸付を開始するとともに、平成16年度から本格的に再生

事業に着手し、墓所の移転、立体埋蔵施設や広場等の整備を進めている。

立体埋蔵施設は、一般墓所の対面墓参の利点と合葬埋蔵施設の利点を併せ持った新しい形式の墓所で、再生事業に伴う墓所移転先として使用するほか、新規貸付も行った。

また、平成17年５月には、東京都公園審議会から「谷中霊園再生のあり方について」答申を受け、平成19年度に再貸付を開始し、平成20年度から再生事業に着手した。

染井霊園においては、平成24年５月に、東京都公園審議会から「染井霊園再生のあり方について」答申を受け「さくらを育み、江戸からの歴史を未来に繋ぐ空間」を再生のテーマとし、平成29年度から再生事業に着手し、令和元年度より一般埋蔵施設の再貸付、令和３年度より立体埋蔵施設の新規貸付を開始した。

雑司ケ谷霊園においては、令和３年３月に、東京都公園審議会から「雑司ケ谷霊園再生のあり方について」答申を受け「地域と連携し土地の歴史や豊かな緑を未来に継承する」を再生のテーマとし、令和４年度から再生事業に着手し、令和５年度より一般埋蔵施設の再貸付、令和７年度より樹林型合葬埋蔵施設の新規貸付を開始した。

(4) 新たな墓所供給と管理の推進

都は、東京都公園審議会の答申を受けて様々な施策を推進してきたが、都民の墓所需要は依然として高く、墓所のあり方への要望が多様化するなど霊園行政をめぐる環境は更に変化してきている。そこで、都民の墓地に対する多様な需要に応えるべく、平成19年３月、「都立霊園における新たな墓地の供給と管理について」東京都公園審議会に諮問を行った。

平成20年２月の答申では、墓所の供給については、都民の墓所需要に応えるため、当面、集合墓地の供給を中心に取り組んでいくことや、死後は安らかに自然に還りたいという思いに応えられる新たな墓所である樹林墓地や樹木墓地の供給、統一した景観や植栽にも配慮した小区画墓地の供給などが提言された。また、墓所の管理については、無縁墓所の整理をより一層促進するとともに、合葬式墓地において、柔軟な募集枠の設定を行うことなどが提言された。

これを受け、無縁墓所の整理や自主返還により生じた空き区画を再貸付することにより、一般墓所の貸付数を増加させている。また、小平霊園において、平成24年度から令和２年度に樹林型合葬埋蔵施設の貸付を行い、平成26年度から令和４年度に樹木型合葬埋蔵施設の貸付を行った。さらに、平成26年度から平成30年度に小区画墓地として小型芝生埋蔵施設の貸付を行った。多磨霊園においては、令和３年度から樹林型合葬埋蔵施設の新規募集を開始した。

霊園の使用状況及び公募状況は、**第４・８表、第４・９表**(P. 127)、**第４・10表**(P. 127)のとおりである。

第４・８表　都立霊園の使用状況（短期収蔵施設・一時収蔵施設を除く）

（各年度４月１日現在）

区分＼年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
使用者数（人）	277,819	281,149	283,956	285,632	287,445	297,085	300,821	303,779	299,216	302,942
使用可能埋蔵施設面積（㎡）	1,784,196	1,784,089	1,783,827	1,783,498	1,778,076	1,777,206	1,775,757	1,774,297	1,771,363	1,771,363
埋葬者数（体）	1,315,145	1,345,496	1,346,896	1,362,484	1,376,328	1,403,935	1,420,843	1,437,270	1,440,413	1,456,084

※　使用可能埋蔵施設面積は、長期収蔵施設・合葬式墓地・立体式墓地を含まない

第４・９表　霊園使用者の募集受付状況

（合葬埋蔵施設・樹林型合葬埋蔵施設・樹木型合葬埋蔵施設を除く）

（単位：箇所、件）

区分	一般埋蔵施設											
	青山霊園			谷中霊園			雑司ケ谷霊園			染井霊園		
年度	募集数	受付数	倍率	募集数	受付数	倍率	募集数	受付数	倍率	募集数	受付数	倍率
R3	56	746	13.3	67	515	7.7	－	－	－	44	303	6.9
R4	55	719	13.1	66	459	7.0	－	－	－	80	364	4.6
R5	60	748	12.5	70	423	6.0	60	264	4.4	82	296	3.6
R6	60	772	12.9	65	393	6.0	60	258	4.3	75	268	3.6
R7	65	718	11.0	70	373	5.3	65	233	3.6	80	262	3.3

区分	一般埋蔵施設									立体埋蔵施設			長期収蔵施設		
	八柱霊園			多磨霊園			小平霊園			染井霊園			多磨霊園・みたま堂		
年度	募集数	受付数	倍率	募集数	受付数	倍率	募集数	受付数	倍率	募集数	受付数	倍率	募集数	受付数	倍率
R3	315	790	2.5	321	497	1.5	100	466	4.7	30	215	7.2	51	875	17.2
R4	319	711	2.2	286	489	1.7	93	449	4.8	40	256	6.4	62	905	14.6
R5	325	623	1.9	300	512	1.7	100	462	4.6	25	301	12.0	－	－	－
R6	315	639	2.0	300	631	2.1	95	436	4.6	25	329	13.2	－	－	－
R7	330	447	1.4	345	664	1.9	110	426	3.9	32	170	5.3	－	－	－

区分	芝生埋蔵施設								
	八柱霊園			八王子霊園			小平霊園		
年度	募集数	受付数	倍率	募集数	受付数	倍率	募集数	受付数	倍率
R3	30	201	6.7	95	270	2.8	25	89	3.6
R4	33	213	6.5	110	275	2.5	15	86	5.7
R5	30	216	7.2	95	269	2.8	10	65	6.5
R6	－	－	－	120	225	1.9	5	64	12.8
R7	60	153	2.6	105	164	1.6	－	－	－

第４・10表　合葬埋蔵施設・樹林型合葬埋蔵施設・樹木型合葬埋蔵施設使用者の募集受付状況

（単位：体数）

区分	合葬埋蔵施設									樹林型合葬埋蔵施設						樹木型合葬埋蔵施設		
	八柱霊園			多磨霊園			小平霊園			多磨霊園			雑司ケ谷霊園			小平霊園		
年度	募集数	受付数	倍率	募集数	受付数	倍率	募集数	受付数	倍率	募集数	受付数	倍率	募集数	受付数	倍率	募集数	受付数	倍率
R3	2,000	1,273	0.6	－	－	－	800	10,405	13.0	2,220	6,513	2.9	－	－	－	300	458	1.5
R4	2,000	1,270	0.6	－	－	－	800	10,826	13.5	2,220	6,380	2.9	－	－	－	300	512	1.7
R5	1,440	1,562	1.1	640	4,250	6.6	210	8,320	39.6	2,290	6,245	2.7	－	－	－	－	－	－
R6	1,440	2,373	1.6	640	5,169	8.1	300	9,365	31.2	2,360	7,186	3.0	－	－	－	－	－	－
R7	1,440	2,223	1.5	640	5,230	8.2	350	9,104	26.0	2,382	6,541	2.7	400	2,007	5.0	－	－	－

３　納　骨　堂

都立の納骨堂には、雑司ケ谷霊園崇祖堂、八柱霊園納骨堂、多磨霊園みたま堂がある。

墓所や納骨堂を探している方のための一時収蔵施設（使用期間１年、更新可）は、この３か所のいずれの納骨堂にも設置しており、25～45％程度の利用状況である。

また、雑司ケ谷霊園崇祖堂には、昭和13年建設の短期収蔵施設がある。この施設では、遺骨を５年間預かり、更新することもでき、約96％の利用状況である。

多磨霊園みたま堂は、墓所として長期間使用するための長期収蔵施設（２・４・６体用、使用期間30年、更新可）であり、約82%の利用状況である。また、一時収蔵施設も併設されている。この施設は、墓地の立体化、集約化を図るために建設され、平成５年度から供給を開始した。

（文中の利用状況は令和８年４月１日現在）



多磨霊園みたま堂



青山葬儀所（令和３年４月から休止中）

４　葬　儀　所

都立の葬儀所は、青山葬儀所と、火葬施設としての瑞江葬儀所の２か所がある。

青山葬儀所は、格式ある大規模斎場として都民に親しまれ、主として会葬者が多い葬儀等に利用されていた。昭和49年の建設から45年以上が経過し、施設の老朽化が顕著であることから、令和３年４月１日から施設の使用を休止しており、令和６年度から新たな施設の整備工事に着手している。

瑞江葬儀所は、昭和13年、東京市における唯一の公営火葬場として開設して以来、清潔な施設と低廉な料金で、都民の利用に応えてきた。令和７年度の火葬件数は、約7,300件であった。

火葬炉設備の老朽化等に伴い、令和４年度から建替工事を行い、令和８年２月末に新施設が完成し、令和８年６月より供用を開始した。新施設は、最新の環境性能を備えた火葬炉を設置するとともに、火葬炉ごとに告別・収骨室を設けるなど、よりご遺族に寄り添ったものとなっている。

また、一類感染症等で亡くなった方の火葬の受け入れが可能な施設となっている。



瑞江葬儀所

第７　道路緑化・街路樹の充実

公園緑地部計画課

１　概　　要

道路の緑には、人にうるおいや安らぎを与えるほか、都市環境の改善、美しい都市景観の創出、生態系の保全、安全で円滑な交通への寄与など様々な役割がある。

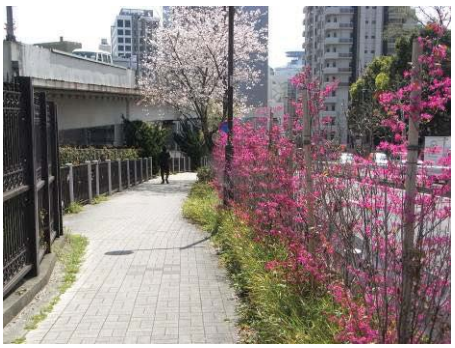
これらの道路の緑の役割が最大限に発揮できるよう、都民との協働や国・区市町村との連携を図りながら、道路緑化の推進に努めていく。

２　グリーンロード・ネットワークの形成・充実

平成19年６月、「緑の東京10年プロジェクト基本方針」が公表された。本方針では、緑あふれる東京の再生を目指し、新設道路での植栽に加え、既存道路での街路樹間への植栽等による「街路樹の充実」事業により平成27年度末までに街路樹を約48万本（平成17年度末）から倍の100万本に増やし、緑の拠点などをつなぐ「グリーンロード・ネットワーク」の形成を掲げた。また、平成23年12月の「2020年の東京」に基づき、「グリーンロード・ネットワークの充実」に向け、新たな植栽を行うとともに、植栽された街路樹や既存の緑を含め管理・育成の充実を図り、緑豊かな街路樹を実感できる「魅せる街路樹」づくりを行ってきた（**第４・８図**）。これらの取組により、平成27年度末に、都内街路樹100万本を達成した。今後とも、美しい景観を形成する緑の質を維持・向上させるため、街路樹・植樹帯の再生、きめ細やかな維持管理を継続して行っていく。

第４・８図　街路樹の充実　実施箇所図





外堀通り（赤坂見附）
中木：トキワマンサク



立川昭島線
中木：ホウキモモ



外堀通り（四谷）
中木：トキワマンサク

３　街路樹の緑陰確保に向けた取組

東京2020大会期間中、観覧者や競技者を夏の暑さから守るため、大会競技場周辺を中心に、樹冠を大きく仕立てる街路樹の計画的な緑陰の拡大と、植樹帯の再整備等を進めてきた。緑陰拡大に向けては、街路樹の現況や、歩車道幅員、周辺の土地利用状況など、各路線の環境特性を把握し、拡大が必要な箇所を抽出した。その上で、抽出した箇所の樹種ごとに維持管理計画書の作成を行い、本計画書に則った計画的な剪定を進めた。併せて平成30年度からは剪定水準の確保・向上に向け、入札参加者の技術力も評価した上で落札者を決定する契約方法を試行導入した。「2050東京戦略」への位置付けのもと、計画的な剪定により樹冠拡大による緑陰確保の推進に取り組んでいる。（第４・９図）

第４・９図　樹冠拡大による緑陰の確保



４　街路樹の防災機能強化

道路の樹木の安全性を高めるため、計画的に街路樹大径木の再生を行っている。近年の震災や台風等による経験を踏まえ、街路樹の倒木等により、災害時に緊急車両や物資輸送車両の通行を妨げることの無いよう、平成24年度から防災上重要な都道38路線において、幹回り90㎝以上に大径木化した街路樹を対象として、集中的に樹勢回復や更新を行い令和２年度に完了した。

引き続き、台風等の強風の影響による倒木事例の多い路線を対象に街路樹防災診断を実施し、更新等を行っていく。



根株の腐朽による倒木の状況
（H23年 新宿副都心５号線 ケヤキ）

５　道路緑化の現況と維持管理

東京の街路樹は、明治６年、銀座に近代的街路樹が誕生して以来150年余の歴史がある。

令和７年４月現在、東京都内には街路樹約100万本、歩道植樹帯や中央分離帯など道路に付属した緑地約480万㎡がある。このうち東京都は、街路樹の約65％にあたる約66万本、道路緑地では約48％にあたる約230万㎡の維持管理を行っている。（資料第４－（４）、P. 234）

限られた空間で生育している街路樹等は、歩道条件や沿道土地利用を考慮しつつ、植物の生育サイクルに合わせ、適切な時期に継続的な剪定や刈り込みなどの維持管理を行う必要がある。そのため、道路内の緑地については年間を通した切れ目のない維持管理作業（刈込、除草、清掃など）を実施している。街路樹については、道路条件を考慮し、限られた空間で最大限の効果を発揮できるよう剪定を行っている。

また、街路樹の健康を診断する「街路樹診断」を計画的に実施し、突然の倒木などを未然に防ぐように努めている。診断は平成10年度に作成した街路樹診断マニュアルに基づいて実施してきたが、最新の診断手法に対応するため、適時、改訂しており、直近では令和３年度に改訂を実施した。

６　街路樹管理台帳のデータベース化

効率的な維持管理を目指し、街路樹管理台帳のデータベース化を令和元年度から進めている。

令和７年度までに、高木と中木を中心に、樹種・樹高・幹周等の基礎的情報について、街路樹現況調査及びデータベース化を行い、区部、多摩部及び島しょ部の一部まで完了した。「2050東京戦略」に掲げる街路樹事業へのICT活用に関連する取り組みとして、引き続き力を入れて取り組んでいく。

第８　都　市　緑　化

公園緑地部計画課

１　概　　要

都市緑化は、都市に安らぎと潤いを与え、ヒートアイランド現象の緩和や温暖化対策など、快適な都市環境を創るうえで重要である。都民やNPO、企業などの協力が不可欠であり、連携しながら緑化の推進に努めていく。

２　苗木の育成

明治以来の歴史を持つ都苗圃は、これまで道路・公園緑化のための苗木を大量に供給してきた。現在は、公共用緑化樹木市場の成熟や新規整備における使用数量の減少等を踏まえ、貴重種、希少種、特殊樹木、大径木、東京産苗木等市場性の低い植物材料の育成栽培を中心とした運営を水元公園・武蔵野公園・小宮公園の苗圃で行っている。また、建設局で実施している無電柱化工事などにより、支障となる街路樹について、一時的な預かりも行っている。

３　都民との協働

令和８年３月現在、都立の公園、庭園、動物園、霊園では、清掃、花壇づくり、自然環境の保全、普及啓発活動、解説ガイド、イベント活動など76箇所、231団体、7,867人が活動をしている。

都民が、公園の維持管理等に参加することにより、公園への愛着が増すとともに、NPO等の持つ専門性や地域性などを活かすことにより、多様な都民ニーズに対し効果的に対応することが可能となる。今後も引き続き都民との協働を推進していく。

４　東京都都市緑化基金

緑豊かで潤いのある街づくりを進めるためには、公共施設の緑化を推進するとともに、市街地の半分以上の面積を占める民有地の緑化を積極的に進める必要がある。

このため、昭和60年７月、東京都からの出捐金と企業などからの寄付により、（公財）東京都公園協会内に、都市緑化の推進を目的とする「東京都都市緑化基金」が設立され、同協会により運営されている。

基金は、広く都民や民間企業等からの募金活動や都からの出資金を原資とし、（令和８年３月末現在）基金積立額29億5,965万円に達し、その運用で得られた利子などの利金を活用し、民間の緑化事業への助成や都市緑化推進団体への活動支援などが行われ、東京の緑を増やす「緑化助成事業」を実施している。

５　みどりに関する取組の発信等

全国「みどりの愛護」のつどいは、「みどりの日」制定の趣旨を踏まえ、全国の緑の関係者が一堂につどい、広く都市緑化意識の高揚を図り、緑豊かな潤いのある住みよい環境づくりを推進するとともに、緑を守り育てる国民運動を積極的に推進していくことを目的として、平成２年から開催されている。

都内では平成11年以来27年ぶり２回目の開催となる、第37回全国「みどりの愛護」のつどいが、令和８年５月24日（日）に葛飾区で開催された。

当日は秋篠宮皇嗣同妃両殿下の御臨席の下、東京理科大学葛飾キャンパス図書館大ホールでの記念式典のほか、隣接する葛飾にいじゅくみらい公園で記念植樹が行われた。併せて山本亭、都立農産高等学校及び堀切菖蒲園を御視察された。

また、令和９年３月19日（金）から令和９年９月26日（日）まで神奈川県横浜市（旧上瀬谷通信施設）で開催される2027年国際園芸博覧会へ出展を予定しており、様々な展示を通じ、技術や魅力を世界へ発信していく。

第９　緑　の　保　全

公園緑地部公園課

１　風　致　地　区

風致地区とは、都市の自然的景観を維持することを目的として、都市計画法に基づき指定される地域地区である。東京都が指定する風致地区は11特別区９市の地域にわたり27か所3,569.82haで、その内訳は第一種風致地区７か所684.44ha、第二種風致地区25か所2,885.38haとなっている。（**第４・11表**）

風致地区内においては、東京都及び各区市の風致地区条例により、建築物の新・改・増築、土地の形質の変更、木竹の伐採等の行為を対象として規制を行っている。

なお、平成12年４月１日に施行された特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき、一定規模を超える建築物新築等の大規模な行為に関するものを除き、許可事務等を特別区が処理することとなった。（根拠法規：都市計画法、東京都風致地区条例、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例）

また、第二次一括法整備等政令により、風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令が平成24年４月１日に改正され、平成26年４月１日に、２以上の区市にまたがる風致地区については、行為の制限に係る許可権限、２以上の区市にまたがらない風致地区については、行為の規制に係る条例の制定権限及び行為の制限に係る許可権限を区市へ移譲した。

第４・11表　東京都風致地区一覧表

（令和８年４月１日現在）

名称	指定面積合計	指定年月日	第一種風致地区	第二種風致地区	住所	内容
	ha		ha	ha		
明治神宮内外苑付近	274.00	大15. 9.14	69.80	204.20	新宿区、渋谷区、港区	神宮参道
洗足	26.40	昭 5.10.27		26.40	大田区	洗足池、桜山
善福寺	29.20	〃		29.20	杉並区	善福寺池、井草八幡
石神井	96.70	〃		96.70	練馬区	石神井公園、三宝寺池
江戸川	323.30	〃		323.30	葛飾区	水元緑地、山王台公園
多摩川	1,182.60	昭 8. 1.24	9.50	1,173.10	大田区、世田谷区	公園、浄水場、六郷用水
和田堀	151.30	〃		151.30	杉並区	公園、大宮八幡
大泉	359.60	〃		359.60	練馬区	八坂神社、稲荷山
芝	47.70	昭26.12.17		47.70	港区	公園、愛宕山、東照宮
弁慶橋	31.00	〃		31.00	千代田区、港区、新宿区	外濠、清水谷公園
市ヶ谷	27.00	〃		27.00	千代田区、新宿区	外濠公園
お茶の水	12.20	〃		12.20	千代田区、文京区	外濠公園、湯島聖堂
上野	102.00	〃		102.00	台東区	公園、東照宮、寛永寺
関口台	11.00	昭46.12. 1		11.00	文京区	新江戸川公園、椿山荘
多摩陵	36.10	昭 5. 4.10		36.10	八王子市	多摩陵参道、古戦場
五日市道	11.98	昭36.10. 5		11.98	立川市	武蔵野の野趣
廻田	47.00	〃	15.00	32.00	東大和市	〃
霞丘陵	383.14	〃	383.14		青梅市	丘陵、国宝塩舟観音
小山田	60.00	〃	60.00		町田市	〃、武蔵野の野趣
七国山	125.00	〃	112.00	13.00	町田市	〃、　〃
玉川上水	11.65	〃		11.65	立川市	武蔵野の野趣
玉川上水	16.50	昭37. 7.26		16.50	小金井市、小平市	〃
玉川上水	46.60	〃		46.60	小平市	〃
北山	56.00	〃	35.00	21.00	東村山市	〃　、丘陵
東京道	30.00	〃		30.00	小平市、東久留米市	〃
青梅街道	52.15	〃		52.15	小平市	〃
鈴木道	19.70	〃		19.70	小平市	〃
計　27か所	3,569.82		684.44	2,885.38		

第10　そ　の　他

1　指定管理者制度

公園緑地部管理課

地方自治法改正（平成15年６月改正、同年９月施行）により、公の施設の管理について指定管理者制度が創設された。都立公園においても、本制度の導入により、利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的な管理運営を目指すこととなった。

平成16年３月、都立公園条例を改正し、同年７月新規開園の都立小山内裏公園に初めて同制度を適用し、民間事業者である日比谷アメニスグループを指定管理者に指定した。

加えて、平成18年４月には、公園、庭園、動物園、霊園、葬儀所等の83施設にも同制度を導入した。導入に当たり、都立公園については、スケールメリットを確保しつつ、施設の特性、地理的条件を考慮してグループ化を行った。

平成20年４月は４公園、平成21年４月は３公園に新たに同制度を導入した。

さらに、平成22年４月には新たに神代植物公園に、同年７月には新規開園の東京臨海広域防災公園に、平成23年４月には新規開園の大戸緑地に、平成25年４月には新規開園の東伏見公園に、平成28年４月には新規開園の中藤公園に、令和２年６月には新規開園の高井戸公園に、令和５年５月には新規開園の練馬城址公園に、同年10月には明治公園に、令和７年２月には代々木公園の新規開園部分（渋谷区神南一丁目北側）に同制度を導入した。

なお、工事等のため日比谷公会堂については平成28年度以降、日比谷公園大音楽堂については令和７年10月以降、指定管理者管理から外している。

令和８年８月現在、指定管理者制度を導入している施設は96施設であり、各施設の指定管理者は、**第４・12表**のとおりである。

指定管理者の管理運営については、第三者の視点を含めた評価を実施し、結果を公表している。

第４・12表　公園等指定管理者一覧

施　　設	指定管理者	指定期間	選定方法
都市部の公園・東部グループ(7公園)	アメニス東部地区グループ	R5.4.1～R10.3.31	公募
都市部の公園・南部グループ(6公園)	（公財）東京都公園協会	R5.4.1～R10.3.31	公募
都市部の公園・北部グループ(8公園)	（公財）東京都公園協会	R5.4.1～R10.3.31	公募
	※練馬城址公園のみR5.5.1から		
武蔵野の公園グループ(7公園)	武蔵野の公園パートナーズ	R5.4.1～R10.3.31	公募
多摩部の公園グループ(4公園)	多摩部の公園パートナーズ	R5.4.1～R10.3.31	公募
狭山丘陵グループ(6公園)	狭山丘陵パートナーズ	R5.4.1～R10.3.31	公募
多摩丘陵グループ(5公園)	（公財）東京都公園協会	R5.4.1～R10.3.31	公募
大神山公園	（公財）東京都公園協会	R5.4.1～R10.3.31	公募
夢の島公園・夢の島熱帯植物館	アメニス夢の島グループ	R5.4.1～R10.3.31	公募
防災公園グループ(21公園)	（公財）東京都公園協会	R8.4.1～R13.3.31	特命
文化財庭園グループ(9庭園)	（公財）東京都公園協会	R8.4.1～R13.3.31	特命
神代植物公園	（公財）東京都公園協会	R8.4.1～R13.3.31	特命
潮風公園・台場公園	東京臨海副都心グループ	R8.4.1～R13.3.31	特命
横網町公園	（公財）東京都慰霊協会	R8.4.1～R13.3.31	特命
東京臨海広域防災公園	（公財）東京都公園協会	R6.2.1～R10.1.31	特命
明治公園	Tokyo Legacy Parks㈱	R5.10.31～R15.2.28	特命
代々木公園（渋谷区神南一丁目北側）	代々木公園ＳＴＡＧＥＳ	R7.2.1～R15.12.31	特命
都立動物園(3動物園、1水族園)	（公財）東京動物園協会	R8.4.1～R18.3.31	特命
	※葛西臨海水族園のみR10.9.30まで		
東京都霊園(8霊園)	（公財）東京都公園協会	R8.4.1～R18.3.31	特命
青山葬儀所	日比谷花壇グループ	R8.6.1～R13.3.31	公募
瑞江葬儀所	（公財）東京都公園協会	R8.6.1～R13.3.31	特命

注）「代々木公園（渋谷区神南一丁目北側）」は、代々木公園（令和６年度新規開園部分）に指定管理者制度を導入したものであり、代々木公園（既開園部分）と合わせ１施設として計上

２　思い出ベンチ

公園緑地部公園建設課

思い出ベンチ事業は、公園施設の充実を図るとともに、公園に親しみを感じていただくため、寄付者のメッセージが入ったベンチを寄付受領する事業である。事業実施の目的は、①新しい公園管理制度の導入、②民間活力の導入、③公園ファンの拡大を図ることである。受領したベンチの設置工事に関しては都が実施している。

平成15年度に日比谷公園と井の頭恩賜公園で募集を開始し、その後、平成17年度からは、対象公園を広げ募集している。現在は、都立公園では光が丘公園・水元公園・舎人公園・野川公園・小山内裏公園・桜ヶ丘公園・東伏見公園などで、都立霊園では八柱霊園・多磨霊園・八王子霊園で募集している。

平成15年度から令和７年度までの間で、46公園７霊園３動物園、合計1,275基の寄付を受けている。

３　都立公園内におけるホームレス対策

公園緑地部公園課

都立公園では、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法に基づき、ホームレスに対する生活支援・就労支援などの福祉施策と連携しながらホームレス対策に取り組んでいる。

特に、平成16年度から19年度にかけて、戸山公園など８公園で実施した「ホームレス地域生活移行支援事業」を通じ、ホームレスの自立を促した結果、都立公園全体のテント数は924（平成16年５月現在）から184（平成20年１月現在）まで大幅に減少した。

その後も、引き続き福祉施策と連携しつつ、巡回監視や退去指導の強化を図るなど、対策に取り組んでいる。なお、現在のテント数は18（令和８年１月現在）となっている。

令和８年度は引き続き、指定管理者に対する指導育成を通じた管理レベルの一層の向上を目指すとともに、区等と連携し、福祉施策を活用しながらホームレスの自立を促し、公園本来の機能を確保していく。

４　都立公園における屋台営業対策

公園緑地部公園課

都立公園ではかつて、屋台営業者が公園の一角に恒常的な出店を行い、公園利用が著しく阻害されるなど、様々な問題が発生していた。

屋台営業の適正化を図るため、平成17年度からは、上野恩賜公園等において、公園管理者、保健所及び警察の共同による指導を実施した。

平成21年度からは、大規模イベントや桜花期等に合わせて取組を強化し、平成24年度を最後に、無許可での出店はなくなった。

また、代々木公園及び明治公園においては、平成19年３月から一定条件の下で屋台営業を認めることとしたが、明治公園では平成26年９月、代々木公園では平成31年２月に営業を終了し、屋台営業を目的とした特例的な占用許可は終了した。

引き続き、巡回等を通じて、無許可による屋台営業の防止に取り組んでいく。